

令和8年第9回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年9月7日(月)14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松倉 利治	○		
			松村 智	○		
		副会長	松本 武博	○		
					出水 秀一	○
	西浦	会 長	葉山 昌男	○		
			井口 優	○		
			塩田 勝則	○		
					高橋 寛	○
	駒ヶ谷		上田 伸幸	○		
			松尾 吉偉	○		
			端山 陽三	○		
					中尾 博	○
西部地区	埴生	副会長	尼丁 正寄	○		
					鬼迫 章浩	○
	高鷲		鳴橋 憲一	○		
			中山 満喜	○		
	丹比		大谷 勝	○		
			南野 秀雄	○		
					白樫 一起	○

出席委員（農業委員 14名）（推進委員 5名）

欠席委員（農業委員 0名）（推進委員 0名）

農業委員会事務局

小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第 19 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3 件
・報告	第 20 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3 件
・報告	第 21 号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
・報告	第 22 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	3 件
・議案	第 25 号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件
・議案	第 26 号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件

以上、会議の顚末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14:00】

事 務 局

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、ただ今より令和8年第9回農業委員会定例会を開催させていただきます。

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、葉山会長よりご挨拶をお願いします。

葉山会長

本日は、足元の悪い中、第9回羽曳野市農業委員会に出席していただきまして誠にありがとうございます。

ニュースで熊本の震災について少し落ち着いてきたかなと思ったら、今度は線状降水帯で各地被害が出ております。青森、千葉、石川、福井、鹿児島と最大の被害が出ております。また今日のニュースを見ていたら東京、関東から東北方面にも線状降水帯が発生するよううわさも出ております。9月の末になってきたら大阪でも稲刈りが始まりますので、台風とか線状降水帯が来ないように祈るだけでございます。

農業新聞を見てみますと、今年の新米、大体、60キロ1万8千円から1万6千円とかよく書いております。JA 大阪南では今回30キロ1等1万1千円で買ってくれるそうです。他府県に比べたら高いと思いますので、できるだけ供出お願いいたします。

大体みな1万円かと思います。JA 大阪南では今年米が少し足らなかったんです。業者が高く買ったために、6月の初めには道の駅でコメの販売が完売したということで、できるだけたくさんの方が供出したいと思います。

以上でございます。

事 務 局

それでは、令和8年第9回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。

はじめに、報告第19号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、古市地区1件、埴生地区1件、高鷲地区1件の計3件です。

次に、報告第20号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、高鷲地区1件、西浦地区1件、古市地区1件の計3件です。

次に、報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知について古市地区1件です。

次に、報告第22号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について埴生地区・高鷲地区1件、西浦地区1件、古市地区1件の計3件です。

次に、議案第25号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

駒ヶ谷地区2件です。

次に、議案第26号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について
古市地区1件、駒ヶ谷地区1件の計2件です。

以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が10件、議案案件4件
合計14件となっております。
それでは議長よろしく願いいたします。

葉山議長

本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。
それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員

異議なし。

葉山議長

それでは、本日の議事録署名委員を松本委員と南野委員にお願いします。

報告第19号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明を
お願いします。

事 務 局

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域内の自分の農地を自分で使用するための転用届となります。
松村委員につきましては利害関係人として一時ご退出をお願いしております。

1件目です。

位置図①4条届出をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、誉田三丁目897番2 地目は田 面積は115㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、駐車場で、転用済となっております。

現地確認委員は、松本委員です。

2件目です。

位置図②4条届出をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、野々上二丁目215番4 地目は田 面積は17㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、専用通路(私道)で、転用済となっております。

現地確認委員は、鬼追委員です。

3件目です。

位置図③4条届出をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

対象農地は、高鷲十丁目523番3 地目は畑 面積は105㎡

届出人は、議案書のとおりです。

転用目的は、道路敷で、転用済となっております。

現地確認委員は、中山委員です。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので、報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

葉山議長

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員、承認願います。

報告第20号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。

この届出は、市街化区域内の農地の権利の移転や設定を伴う転用届です。

1件目です。

位置図④5条届出をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

対象農地は、島泉七丁目66番4 地目は田 面積は267㎡

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員は、中山委員です。

2件目です。

位置図⑤5条届出をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、西浦四丁目770番1 地目は田 面積は621㎡

設定人、被設定人は議案書のとおりです。

この案件は、賃借権の設定で、転用目的は、共同住宅新築です。

現地確認委員は、井口委員です。

3件目です。

位置図⑥5条届出をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、軽里二丁目63番1 地目は田 面積は142㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
転用目的は、露天資材置場で、転用済となっております。
現地確認委員は、出水委員です。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出
を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、
報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

葉山議長

農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありません
でしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員、承認願います。

報告第21号農地法第18条第6の規定による通知について、事務局より説明をお願い
します。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。
これは、小作契約を合意の上、解約した旨を農業委員会に通知するものです。

位置図⑥18条通知をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地:軽里二丁目63番1 地目は田 面積は142㎡

賃貸人と賃借人については議案書のとおりです。

解約目的は、賃借人が耕作をしていないためです。

現地確認委員は、出水委員です。

現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたのでご報告い
たします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

葉山議長

農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員から異議がありません
でしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員、承認願います。

報告第22号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局より説明
をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させてい
たします。

これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づ
く買取り申出を行うことを目的に、農業の主たる従事者であったことの証明を行うもの
です。

1件目です。

地図⑦従事者証明をご参照ください。

地区名は、埴生地区・高鷲地区です。

対象農地は、向野一丁目33番1 地目は田 面積は1,787㎡

向野一丁目35番2 地目は田 面積は85㎡

高鷲六丁目85番 地目は田 面積は971㎡

申出をする者、申出事由の生じた者、申出事由は、議案書のとおりです。

事由が生じた日は、令和8年7月29日です。

現地確認委員は尼丁委員、中山委員です。

2件目です。

地図⑧従事者証明をご参照ください

対象農地は、西浦五丁目596番1の一部。

地区名は、西浦地区です。 地目は 田 面積は815㎡のうち370㎡

申出をする者、申出事由の生じた者、申出事由は、議案書のとおりです。

事由が生じた日は、令和7年4月6日です。

現地確認委員は 井口委員です。

3件目です。

地図⑨従事者証明をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、誉田三丁目418番 地目は山林 面積は155㎡

誉田三丁目419番1 地目は畑 面積は568㎡

誉田三丁目419番2 地目は山林 面積は290㎡

申出をする者、買取り申出事由の生じた者、買取り申出事由は、議案書のとおりです。

事由が生じた日は、令和7年10月3日です。

現地確認委員は 松村委員です。

現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

葉山議長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員、承認願います。

議案第25号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明を お願いします。

事務局

議案第25号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、2件説明させていただきます。

1件目です。

地図⑩利用権設定をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区

申請地は、古市2272番37 地目は畑 面積は1,170㎡

古市2272番38 地目は畑 面積は989㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。

権利の種類は、使用貸借権です。

契約期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日までの5年間です。

現地については、市街化調整区域内農地にあり、駒ヶ谷、飛鳥の中山間地にある古市飛地であります。

借受人につきましては、規模拡大のため農地を借りられるもので、既に羽曳野市内にも何件か借りられておられまして実績を積んでおられます。主要作物はブドウとなっております。従事日数も年間150日間、通年においての農作業も支障ないと考えております。営農計画等支障なく現地営農にとりかけられると判断しております。

現地確認委員は、端山委員です。

続きまして2件目です。

地図⑩利用権設定をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区

申請地は、古市 2272番40 地目は畑 面積は 1,937 ㎡

古市 2272番41 地目は畑 面積は 1,120 ㎡

古市 2272番56 地目は畑 面積は 1,319 ㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。

権利の種類は、賃借権です。

契約期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日までの5年間です。

借受人は1件目と同じ方で利用権において実績を積んでおられます。

主要作物はブドウとなっております。営農計画も従事日数が年間150日間、ブドウ作付けに関しては問題ないと考えております。

現地確認委員は、端山委員です。

以上2件ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

葉山議長

1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

8月31日現地確認いたしました。現状は露地栽培でブドウを作ってはって、そのまま●●さんの方が引き続いてブドウを作られるということで、加工用のブドウになると思うんですけども、問題ないと思います。

葉山議長

地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

葉山議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

葉山議長

異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。

1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、農地中間管理機構に承認の旨、回答いたします。

2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

となりの畑になるのですけども、全く同じ状況です。
問題ないと思います。

葉山議長

地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

葉山議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

葉山議長

異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。

2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理機構に承認の旨、回答いたします。

議案第26号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第26号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、2件説明させていただきます。

1件目です。

地図⑪利用権設定をご参照ください

地区名は、古市地区

申請地は、川向133番 地目は田 面積は902㎡
利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、利用権の設定を行う者は議案書のとおりです。
権利の種類は、使用貸借権です。
契約期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日までの5年間です。
現地につきましては、市街化調整区域内農地となっております。
主要作物につきましては、水稻となっております。
借受人は、他市ではありますが、大規模に水稻をやっておりまして、土地を借りて耕作を羽曳野市内でも実績を重ねているところでございます。
営農計画、機材等耕作するにあたっての問題はないと判断しております。
現地確認委員は、松倉委員です。

続いて2件目です。

地図⑫利用権設定をご参照ください

地区名は、駒ヶ谷地区

申請地は、飛鳥1048番8の一部 地目は畑 2,526 ㎡のうち 2,420 ㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、利用権の設定を行う者は議案書のとおりです。

権利の種類は、賃借権です。

契約期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日までの5年間です。

こちらも市街化調整区域内農地にありまして、飛鳥地区にあります畑となっております。主要作物はブドウとなっております。

借受人は、通作距離も短く、経験もおありですので、営農計画、従事日数も十分と判断しておりますので、計画的に耕作をされるもの判断しております。

現地確認委員は、端山委員です。

以上2件、説明の方終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

葉山議長

1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

8月29日に現地確認してまいりました。

現地の状況は水稻栽培が行われていました。

借主は水稻栽培の実績があると聞いておりますので、問題なく耕作行っていたかと思えます。

葉山議長

地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

葉山議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

葉山議長

異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。

1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。

2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

8月31日現地確認いたしました。今ブドウが作ってあって、そのまま借主さんがブドウを作ってくれるということで、問題なくやっていただけたと思います。

葉山議長

地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

葉山議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

葉山議長

異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。

2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、市長に承認の旨を回答いたします。

これをもちまして、報告、議案の審議は終了いたします。

【閉会 14:33】